

はばたき進路だより

No.2 (2021年3月2日発行)
熊本はばたき高等支援学校
PTA 進路研修部・進路指導部共同発行

本号では、卒業後の支援制度などについて学び、子どもの将来の生活に必要な制度や支援についての不安や悩みを少しでも解消することができるようにと、2020年12月9日(水)に開催しました「PTA進路研修会」についてお伝えします。

今回、NPO法人KP5000代表 原田 文子 様を講師にお招きして「卒業後のサポートについて」ご講演いただきました。内容は、福祉や就労について、様々な支援機関、特別支援学校在学中に準備しておくことなど、多くの学びと励ましをいただきました。なお、当日の参加が叶わなかった保護者の方へ原田様から講演資料の配布についてご了解いただきました。資料をご希望の方は下記の「講演資料希望票」に必要事項をご記入のうえ、担任を通じて進路指導部：西村まで提出してください。

アンケートから (一部抜粋)

●今回の講話で一番印象に残った内容

- ・いろいろな相談機関があることがわかり元気が出ました。
- ・就職に当たって、子どもの特性を本人、家族ともによく理解して計画的にすすめていく必要がある。
- ・就労移行支援事業所を利用しながら、一般企業等を目指すことができるんだなあと思い安心しました。
- ・本人の得意なことと仕事内容が合っていることが大事ということ。
- ・働く練習、働く場所、定着支援と様々な労働の形態があること。労働支援機関として、就業・生活支援センター、職業センター、ハローワーク(ヤング)があること。就労特性ピラミッドのように生活力を学校や家庭で長い時間をかけて養って労働につながっていくこと。

●今後の研修内容について

- ・卒業後に就労された方の話や保護者のサポートの仕方など
- ・障がいの程度に応じて研修会を開催していただくと、各々の知りたいことを重点的に聞けるのではないか。
- ・成年後見人について
- ・親なき後の生活場(グループホーム)など
- ・障害年金について
- ・障がい者当人と家族の関わり方、高齢の父母、健常者のきょうだいにとどれだけ負担がかかるのか…

●感想やご意見

- ・原田先生の温かい思いがすごく伝わりました。就労に不安や心配は多いけれど心強いです。
- ・卒業後就労できるのか、どんな進路を進んだらいいのか、とにかく不安でしたので、相談できる窓口があったり、子ども本人といいところを見つけて次につながることを見つけたりできればと思いました。
- ・心配なのは、子どもの将来です。福祉に依存するしかありませんので、その中で何らかの希望を持たせていただきました。
- ・支援機関、現状など貴重なお話を聞けたと思います。子どもが将来、充実して生きていくために、今できることを家族として考えていこうと思いました。

質疑応答

※ 後日、KP5000 原田様、PTA で確認してお答えいただきました。

Q1 障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)の変更点について

A1 障害者総合支援法は、平成25年に施行され、障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指して、必要なサービス等を充実させ日常生活や社会生活を総合的に支援することを目的としています。変更点(法改正)については、平成30年度に障害福祉サービス等報酬改定が行われ、就労定着支援や自立生活援助など障がい者が地域で暮らすための社会参加に関する改正が行われており、現在、令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定に向け議論が行われています。

なお、この障害者総合支援法に基づいて作成される障害福祉計画等では、福祉施設の入所者の地域生活への移行や福祉施設から一般就労への移行等に関する令和5年度末までの成果目標が示されています。

講演資料希望票

2020年12月9日(水)開催されたPTA進路研修会「卒業後のサポートについて」の講演資料を希望します。

()年()組 生徒氏名() ※担任 → 進路指導部:西村に提出

Q2 療育手帳を所持されている方の職場定着の平均年数について

A2 質問の内容を把握しきれていないのですが、精神や発達障がいの方の平均年数と比較して長いこと、また、転職は一概に悪いことではなく、ステップアップのための転職もあること、仕事があまくマッチングしていないのであれば、その仕事にこだわるよりもご本人の力が発揮できる職場への転職を勧めていること、これまでの職歴を活かすと（休まず通勤できていたこと等も含め）、次の仕事には繋がりやすいです。

Q3 よいA型事業所の見極め方

A3 先日、A型の施設長さんとお話をする機会があり尋ねてみました。利用者さんがいきいきと働いているかどうか（目が輝いているか）が一番の答えだと思うとのことでした。私もとても共感します。施設の良し悪しの答えは、そこで働く方が教えてくれると思います。

Q4 医師の診断書などが必要なことが出てきますが、私は子どもの主治医を探すのに1年以上かかりました。心療内科は初診や外来を受け付けてもらえません。どうしたらよいのでしょうか。

A4 「発達障がい受診ハンドブック（熊本県発達障がい医療センター）」には、心療内科だけでなく、精神科の病院も紹介されています。ただし、予約から受診まで数か月かかるようです。今後のことを考えて早めに受診の検討をすることが大切だと思います。また、福祉サービスを利用する可能性があるのか、障害基礎年金の請求を考えているのかなど、今後のことを考えたうえで受診して医師に相談することが重要です。

なお、「障がい福祉のしおり（熊本県）」には、医療安全相談窓口（熊本県健康福祉部医療政策課・相談電話 096-383-7020）で医療に関する心配事やさまざまな相談に応じるとともに中立的な立場から助言や情報提供を行っています。熊本市に住所がある方は、ウェルパルクまもと・相談電話 096-211-4756

Q5 療育手帳の件が少し理解できなかったのですが、今現在20歳までの交付を頂いていますが、更新で受けることができれば仕事を続行できるのか？更新できなければ、就労が切れてしまうのか？

A5 療育手帳は、申請に基づいて、知的障がい児・者の方に福祉手帳として知事から交付されるものです。「療育手帳の交付事務等について（熊本県）」には、次のようにあります。

2 障がいの程度の判定について (2) 再判定 ア 判定年度

障がいの程度は交付後も確認する必要があるため、再判定の時期を指定している。

再判定年度は、原則として、3歳、5歳、10歳、15歳及び20歳となる年度とし、21歳となる年度以降の再判定は不要（再判定年度の前年度に判定又は再判定を受けた場合、再判定年度に判定又は再判定を受けたものとみなす。）。

したがって、20歳となる年度に再判定を行い更新されれば、その後の再判定は原則不要となります。なお、「障がい福祉のしおり（熊本県）」では、療育手帳について次のように説明されています。

2 障がい者手帳 (2) 療育手帳 ④手帳の再判定を受けるとき

○再判定が必要な方には、手帳に「次の判定年度」が記載されています。この「次の判定年度」は、療育手帳の有効期限を示しています。

○「次の判定年度」がきたら、もう一度判定（再判定）を受ける必要があります。再判定を受けると、障がいの程度や身体の状態等を確認し、手帳の新しい有効期限が決定されます。

○「次の判定年度」の欄に「再判定の必要はありません」という記載のある方は再判定の必要はありませんが、状態に変化が生じ、再判定の必要がある場合は再判定の申請が可能です。

参考

※ 質疑応答にある情報のページです。くわしくはこちらをご確認ください。

障害者総合支援法に基づく障害福祉計画
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000163638.html>



障がい福祉のしおり（熊本県）
<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/39/2009.html>



発達障がい受診ハンドブック
（熊本県発達障がい医療センター）
<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/39/1982.html>

